

Title	犯罪捜査とDNA型情報データベース
Sub Title	DNA information database for criminal investigation
Author	安富, 潔(Yasutomi, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.3 (2005. 3) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050328-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050328-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 犯罪捜査とDNA型情報データベース

安 富 潔

- 一 はじめに
- 二 イギリスにおけるDNA型データベース
  - 1 全国DNAデータベース
  - 2 データベース構築のための法整備
- 三 わが国におけるDNA型鑑定とDNA型情報の利用
  - 1 DNA型鑑定
  - 2 遺留資料DNA型情報システム
- 四 被疑者DNA型データベース

## 一 はじめに

一九八五年にイギリスのアレック・ジェフェリーズと共同研究者が発表した「DNAフィンガープリント法」によるDNA型鑑定は、当時の法科学者にとって、絶対的個人識別の確立と賞賛されたが、遺伝学の基礎理論の応用であったこの手法は、検査結果の再現性に問題があったことから、犯罪鑑識の実際的利用においては浸透し

なかった。しかし、個人識別法としての DNA 型鑑定は、その後、多くの研究者によってさまざまな手法が研究開発され、今日では、犯罪捜査における個人識別の有効な方法として一般的に利用されている。<sup>(1)</sup>

DNA 型鑑定は、ヒトの身体組織の細胞内に存在する DNA の塩基配列の多型性に着目し、これを分析することによって、個人識別を行う鑑定法である。DNA 型鑑定は、血痕等の現場資料からの被疑者の特定や被疑者でない者の捜査対象からの除外等の個人識別に活用される。なお、いうまでもなく DNA 型鑑定は、血液型鑑定と同様に、試料を検査してその結果を比較対照することを目的とする鑑定法であり、遺伝病等の有無やその性質を把握することを目的とするものではない。

わが国では、犯罪捜査における DNA 型鑑定は、平成元年に導入され、これまで数多くの事件で用いられてきており、判例においても証拠能力を認めているのは周知の通りである。<sup>(2)(3)</sup>

ところで、昨今の犯罪情勢は悪化の一途をたどっており、これに的確に対処するためには、より効果的・効率的な犯罪捜査を行うことが求められる。そのためにはこれまで以上に科学捜査等を活用した客観的な物的証拠を中心として捜査を進めていく必要がある。その意味で、高い個人識別能力を有し、重大凶悪犯罪に威力を發揮するといえる DNA 型鑑定及びそれにより得られた DNA 型情報の有効活用が、今後の犯罪捜査において必要となってくると考える。

DNA 型情報の活用については、平成一五年五月にパリで開催された G8 司法・内務閣僚会議において「DNA 情報の使用及び共有に関する G8 原則 (G8 Statement of Principles Concerning the Use and Sharing of DNA Information)」<sup>(4)</sup>において唱えられており、また、同年八月に発表された警察庁の「緊急治安対策プログラム」や同年一二月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においても言及されている。

このような観点から、DNA型情報データベースの構築について、すでに一〇年以上にわたる実績のあるイギリスの状況を紹介し、わが国におけるDNA型情報データベースについての導入を検討したい。

## 二 イギリスにおけるDNA型データベース

### 1 全国DNAデータベース

#### (1) 全国DNAデータベースの概要

イギリス (England and Wales) においては、一九八四年警察・刑事証拠法 (The Police and Criminal Evidence Act 1984) 第六三条が一九九四年刑事司法及び公共秩序法 (The Criminal Justice and Public Order Act 1994) によって改正され、英国における全国規模のデータベースの法的基盤が整備されたことから、全国DNAデータベース (The National DNA Database) が一九九五年より運用開始された。<sup>(5)</sup> この全国DNAデータベースでは、犯罪現場から採取されたDNA型鑑定結果のほか、犯歴登録犯罪で被疑者とされた者、又は当該犯罪について報告される旨告知された者、及び犯歴登録犯罪で有罪を言い渡された者のDNA型情報が集積されることとなった。<sup>(6)</sup> その後、試料を収集する対象となる範囲が拡張され、二〇〇三年の刑事司法法 (The Criminal Justice and Police Act 2003) の改正によって、二〇〇四年四月五日以降は犯歴登録犯罪で逮捕された者及び警察署に拘束された者はすべて試料を採取されることとなった。これにより迅速な捜査が可能となり、犯罪捜査に必要な時間や経費を削減することができる。

#### (2) DNA型データベースサービスの実施機関

全国DNAデータベースは、警察本部長連盟 (The Association of Chief Police Officers) から「管理者」(Cus-

todayan) として承認を受けた実施機関によって管理・運営されている。イギリスでは、法科学研究所 (Forensic Science Service) がこの実施機関として、データベースを構築して、コンピュータシステムを運用している。<sup>(7)</sup>

法科学研究所の設立目的は、主として、犯罪の捜査における科学的支援と裁判所への鑑定意見の提供を通じて司法作用を担うことにある。<sup>(8)</sup>

これまで、イギリスにおける法科学研究所は、首都ロンドン地域を担当するロンドン警視庁法科学研究所 (Metropolitan Police Forensic Science Laboratory) とその他のイングランド・ウェールズを担当する法科学研究所 (Forensic Science Service) とに分かれていた。しかし、一九九六年四月に、ロンドン警視庁法科学研究所は法科学研究所に統合され、全国規模の法科学研究所が設立された。法科学研究所には、ロンドン (London)、コーレイ (Chorley)、チェプストウ (Chepstow)、ハンティンドン (Huntingdon)、ウェザービー (Wetherby)、バーミンガム (Birmingham) の六つの研究所があり、これらのうちのバーミンガムにある研究所が本部である。

法科学研究所は、一九九一年四月に警察組織から独立した機関として内務省に設置され、現在は英国の法科学に関する政策に基づいて運営されている。<sup>(9)</sup>

(3) 採取した試料の分析とデータベースへの登録・照合の手続

試料は、口腔内から綿棒様の採取器 (cotton wool swab) で被採取者の頬の内側をこすり、口腔内細胞を採取して、二つの試料を作成する。採取される二つの試料は口腔内の異なる部位から採取することとされている。この細胞のついた綿棒様の採取器は、シールの突いたプラスチック製のチューブに納められる。分析のための試料を二つ作成するのは、一つを DNA 分析用とし、もう一つを予備のための保管用とするためである。<sup>(10)</sup>

採取された試料は、提供者の面前で、封緘され、①被採取者の氏名、生年月日、性別および人種、②試料の種類 (口腔内粘膜または体毛)、③試料採取日時、④試料採取者の氏名、階級および登録番号、⑤試料識別番号、⑥

警察署のコード、⑦逮捕・召喚番号を記入の後、鑑定者のもとに送られる。

採取した試料はキットに記載されたバーコード番号と各逮捕者の逮捕召喚番号、被採取者の氏名、生年月日、性別等の関連情報が全国警察コンピュータ (Police National Computer) に登録され、全国DNAデータベースへと転送される。

試料からはDNA型の分析が行われ、抽出されたDNA型が全国DNAデータベースに登録される。なお、誤った登録を防ぐために、採取キットのバーコード番号と逮捕召喚番号が一致した場合のみ登録される。

同一人から複数回にわたって口腔内細胞を採取することがあるため、全国DNAデータベースに保管されている細胞数と保存されているDNA型情報の数は必ずしも一致するものではない。重複をさけるために、現在は全国DNAデータベースと全国警察コンピュータとの間でリンクが張られていて、被採取者の情報が重なる場合には、DNA分析を行わないこととしている。

なお、被採取者が偽名を用いたような場合がないわけではないので、全国自動指紋識別システム (National Automated Fingerprint Identification System) により個人識別を行い、全国警察コンピュータを通じて全国DNAデータベースとの重複がないかと確認することとしている。

現場遺留試料もそれぞれにバーコード番号が付された後、研究所に送付されてDNA型分析が行われる。

それぞれについて分析が行われた後、事件名、犯罪名、試料が提出された研究所名、DNA型情報等が全国DNAデータベースに登録される。

二〇〇四年三月三十一日現在、全国DNAデータベースに登録された記録は、二、五二七、七二八件で、二、二四九、六七八件が被疑者等から採取された試料であり、二二八、四六三件が犯罪現場から採取した試料である。<sup>(11)</sup>

新しく口腔内から採取した身体試料のDNA型情報が全国DNAデータベースに登録されると、すべての現場

遺留試料の DNA 型情報との照合がなされる。また、新しい現場遺留試料の DNA 型情報が登録されると、それまで保存されているすべての身体試料及び現場遺留試料の DNA 型情報との照合が行われる。

そこで、DNA 型情報が一致した場合には、その旨が警察に報告される。<sup>(12)</sup>

通常、データベースには一人にひとつの鑑定結果だけが記録される。採取した試料から鑑定した結果がデータベースに記録されている別の鑑定結果と一致し、同一人であると判断されたときには、新しい鑑定結果は複製ないしエイリアスとして保存される。

すべての鑑定の経過と結果は電磁的に記録され、データベースの運用について一九九八年のデータ保護法の適用を受ける。

データはパスワードにより保護されており、セキュリティも BS 七七九九の基準に合致するように構築されている。

#### (4) 試料、鑑定結果およびデータ記録の処分・破棄

DNA 型データベースに記録された情報は、犯歴として記録されるのと同じ期間保存される。保存されてきた試料は、データベースの記録が削除されるときに破棄される。

データベースの記録が削除されるのは、無罪となったり、本人が死亡した場合であるが、二〇〇一年の刑事司法及び警察法により、事件解決後も有罪確定者の試料及びそのデータは保有し続けることができ、無罪となった者についても本人の同意があれば破棄しなくてよいこととされる(第六四条第一 A 項、同第三 A C 項参照)。

## 2 データベース構築のための法整備

(1) 一九九四年刑事司法及び公共秩序法による法整備

DNA型データベースは、一九九五年四月一〇日から運用されているが、DNA型分析のための試料の採取については、一九八四年警察・刑事証拠法 (The Police and Criminal Evidence Act 1984) が「身体の秘部の試料 (intimate sample)」（六二条）と「秘部以外の身体の試料 (non-intimate sample)」（六三条）とに区分して、その採取に関する手続を定めていた。

しかし、全国規模のDNA型データベースの構築運用を図るために、同法は、一九九四年刑事司法及び公共秩序法 (The Criminal Justice and Public Order Act 1994) により改正が行われ、①DNA型鑑定のために「身体の秘部の試料」が、警察に留置されていない者からも採取することができること、及び、②被疑者や受刑者など一定の者から採取した試料を分析し、その結果をDNA型情報として集積し、DNA型データベースの運用を開始することとした。

一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五八条は、警察・刑事証拠法第六五条に定める「身体の秘部の試料 (intimate sample)」と「秘部以外の身体の試料 (non-intimate sample)」について、これまでの定義を改めた。

すなわち、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五八条第二項<sup>(13)</sup>は、

「身体の秘部の試料」について、一九八四年警察・刑事証拠法では「血液、精液若しくはその他の組織液、尿、唾液若しくは陰毛の試料、又は人の体腔から採取する綿棒に付着する試料 (swab) <sup>(14)</sup>」としていたのを、

「(a) 血液、精液若しくはその他の組織液、尿又は陰毛の試料

(b) 歯形 (dental impression)

(c) 人の口腔以外の体腔から採取した綿棒に付着する試料」



に改めるとともに、同法第五八条第三項において、

「秘部以外の身体の試料」について、一九八四年警察・刑事証拠法で「(a) 陰毛以外の体毛の試料、(b) 爪から又は爪の下から採取する試料、(c) 体腔以外の身体の各部位から採取する綿棒に付着する試料、(d) 足跡又はこれと同様の形象で手以外の身体の部位から採取する試料」としていたのを

「(a) 陰毛以外の体毛の試料、

(b) 爪から又は爪の下から採取する試料、

(c) 口腔内を含む身体の各部位(口腔以外の体腔を除く。)から採取した綿棒に付着する試料、

(d) 唾液、

(e) 足型又はこれと同様の形象で手以外の身体の各部位から採取するもの」

をいうと定義を改めた。

さらに、同法第五八条第四項で、

「秘部以外の身体の試料」の定義に続けて、

「登録された歯科医」とは、一九八四年歯科医師法にいう登録された歯科医と同義であり、「推論的搜索 (speculative search)」とは、人の指紋若しくは試料について、他の指紋若しくは試料に対して、又は他の試料に由来する情報に対して行う、第六三条 A 第一項に定める調査をいう、とした。

ここでの改正で重要な点は、これまで「身体の秘部の試料」とされた唾液および口腔内から採取した綿棒に付着する試料を「秘部以外の身体の試料」にあたるとしたことである。

陰毛以外の体毛の試料は、これまで「秘部以外の身体の試料」とされてきたが、この改正により、一九八四年警察・刑事証拠法第六二条 A 第二項において毛根鞘が付着した体毛を含むことに改められた。<sup>15)</sup>

一九八四年警察・刑事証拠法第六二条によれば、警察は、その権限として、警察に留置されている者から「身体の秘部の試料」を採取できるとされているが、採取にあたっては、

「(a) 警視以上の階級の警察官がその採取を許可し、かつ

(b) 法定の同意があったときに限り」許され(第一項)、この許可は、「(a) 採取を受ける者が重大な逮捕可能犯罪 (arrestable offence) に関与したことを疑う合理的な理由があり、(b) 試料がその関与の有無の証拠になるであろうと信ずる合理的な理由があるとき」でなければならぬとされていた。<sup>(16)</sup>

また、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五四条は、「身体の秘部の試料」の採取に関する警察権限の強化を図り、同法第五四条第二項は、一九八四年警察・刑事証拠法第六二条第一項に第一項Aを追加し、

「(一A) 次の各号に掲げる事項のすべてに該当するときは、身体の秘部の試料は、警察留置に付されている者からではなく、犯罪捜査の過程において、不十分であると判明したと同一の分析方法に適した二又はそれ以上の身体の秘部以外の試料が採取された者から採取することができる。

(a) 警視以上の階級にある警察官が採取を許可したとき、かつ、(b) 適切な同意が得られている場合。」とした。<sup>(17)</sup>

この改正により、被疑者に対して犯罪捜査が行われており、DNA型鑑定を行うために、まず被疑者から毛髪などの複数の「秘部以外の身体の試料」を採取し、それを身体の秘部の試料からDNA型を鑑定するのと同様な分析方法によって鑑定したところ、十分な鑑定結果が得られなかったときに、あらためて「身体の秘部の試料」を採取することができることとなったのである。もともと、この場合に採取の許可をする警察官は警視以上の階級にある者でなければならず、かつ被疑者から法定された書面による同意が得られなければ採取はできないことには変わらない。ただ、これによって、警察に留置されている者に限らず、被疑者・被告人、刑務所などの施設

に収監されている者からも右のような場合に「身体の秘部の試料」を採取できることとなった。

そして、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五十四条第三項は、一九八四年警察・刑事証拠法第六十二条第一項及び第一項 A において、「重大な逮捕可能犯罪」を一九八五年全国警察記録規則 (The National Police Records Regulations 1985 (SI1985/1941)) に定める「犯歴登録犯罪 (recordable offence)」に改めた。これによって、試料採取の対象となる犯罪が拡大し、拘禁刑に処せられるすべての犯罪とその他の一定の犯罪について身体の秘部の試料採取ができることとなったのである。

また、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五十四条第五項において、一九八四年警察・刑事証拠法第六十二条第九項を

「(a) 『又は唾液』を『又は齒形 (dental impression)』とする。(b) 末尾に『及び齒形は、登録された歯科医によつてのみ採取することができる。』を挿入する。」としたことにより、警察は、「身体の秘部の試料」について、警察に留置されていない者からも採取することができるが、その場合には、犯罪捜査の過程で少なくとも二種類の「身体の秘部でない試料」を採取し、その鑑定を実施したにもかかわらず、採取した試料が DNA 型鑑定に適さず、または十分な鑑定結果が得られなかった場合でなければならぬこととなった。

いずれの場合であれ、「身体の秘部の試料」を採取するには、試料を採取される者の書面による同意が要件とされる。警察からの「身体の秘部の試料」を採取する要求に対して合理的な理由がないのに同意を拒んだ場合には、裁判所はそのことを不利益に判断することができる (一九八四年警察・刑事証拠法第六十二条第一〇項<sup>(18)</sup>)。

また、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五十五条は、秘部以外の身体の試料を採取する警察権限についての改正を行った。

それによれば、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五十五条第二項は、一九八四年警察・刑事証拠法第六三条

に第三項Aを追加することとし、

「次の各号に掲げる事項のすべてに該当するときは、身体の秘部以外の試料は、ある者から（その者が前項a号に該当すると否とを問わず）適切な同意を得ないで、採取することができる。

(a) この者が犯歴登録犯罪で告発 (charge) されたとき、又は当該犯罪により報告 (reported) を受けることを告知されたとき、かつ

(b) この者が警察による犯罪捜査の過程において身体の秘部以外の試料を採取されなかったか、又はこの者が身体の秘部以外の試料を採取されたが、それが同一の分析方法に適していなかったか、若しくは適していても、<sup>(19)</sup> 不十分と判明した試料であったとき。」

とするとともに、一九八四年警察・刑事証拠法第六三条に第三項Bを追加して、「この者が犯歴登録犯罪で有罪を宣告されたときは、適切な同意を得ないで、この者から身体の秘部以外の試料を採取することができる。」こととした。

また、「身体の秘部の試料」の場合と同様に、一九八四年警察・刑事証拠法第六三条第四項について「重大な逮捕可能犯罪」を「犯歴登録犯罪」とし（一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五五条第三項）、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五五条第四項において、一九八四年警察・刑事証拠法第六三条第八項の次に第八項Aを追加し、

「第六三条第三項A又は第三項Bにより、適切な同意を得ないで、ある者から試料が採取されたときは、次の各号の定めるところによる。

(a) この者は、当該試料が採取されるに先だって、理由を告げられるものとする、かつ

(b) 当該試料が採取された後、できる限り速やかに、当該理由が記録されるものとする。」とした。

これまで一九八四年警察・刑事証拠法第六三条第三項によれば、「身体の秘部以外の試料」を同意なしに、採取することができたのは「(a) 採取を受ける者が警察留置に付され、又は裁判所の権限に基づいて警察に拘禁されている場合において、(b) 警視以上の階級の警察官が、許可したとき」であった。これに対して、一九九四年刑事司法及び公共秩序法では、(a) 犯歴登録犯罪で告発 (charge) された者、又は犯歴登録犯罪で通告されていることを告知された者若しくは犯歴登録犯罪で警告を受けた者で、かつ (b) 警察が犯罪捜査の過程で同人から「身体の秘部でない試料」を採取しなかったか、又は「身体の秘部でない試料」を採取したものの、現在の鑑定方法に適していないか、若しくは適していたとしても提供された試料からは十分な結果が得られなかった場合にその者から採取することができることとなった。

なお、同意なしに有罪を言い渡された者から「身体の秘部以外の試料」を採取する権限は、修正された警察・刑事証拠法第六三条第三項 B が施行された一九九五年四月一〇日前に有罪を言い渡された者には適用されないこととされている（一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五五条第一〇項）。

次に、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五六条は、一九八四年警察・刑事証拠法第六三条の次に第六三条 A を追加することとした。それによれば、

「第六三条 A 指紋及び試料・補充規定

(一) 指紋、試料又は記録することができる罪に関与した嫌疑に基づき逮捕された者から本法本章により付与された権限に基づいて採取された試料に由来する情報は、その他の指紋、試料又は警察により若しくは警察のために保持する記録、犯罪捜査に関連し若しくはその結果として保持する記録中に含まれるその他の試料に由来する情報と照合することができる。

(二) 陰毛以外の毛髪を試料を採取しようとするときは、毛髪を切るか、又は当該試料を採取する者が十分な試

料のために必要であると合理的に思料する限度を超えない限りにおいて、毛髪を毛根から引き抜くことのいずれかによって、当該試料を採取することができる。

(三) ある者について試料を採取する権限を行使することができるときは、一九五二年監獄法を適用する監獄又はその他の施設において、当該試料を採取することができる。

(四) 次の各号の一に掲げる事項に該当するときは、すべての警察官 (constable) は、所定の期間内に、裁判所の許可に基づいて、試料を採取させるために、警察に留置されていない者又は警察に身柄を拘束されていない者に対し、警察署へ出頭するように要求することができる。

(a) この者が犯歴登録犯罪により告発され、又は当該犯罪で報告を受けることを告知され、かつ警察による犯罪捜査の過程においてこの者から身体の試料が採取されなかったか、又はこの者が試料を採取されたが、それが同一の分析方法に適切していなかったか、若しくは適していても不十分と判明した試料であったとき、又は

(b) この者が犯歴登録犯罪により有罪を言い渡され、かつ、有罪の言渡し以降にこの者が試料を採取されなかった、又は(この者の有罪の言渡しの前後を問わず) この者が試料を採取されたが、それが同一の分析方法に適していなかったか、若しくは適していても不十分と判明した試料であったとき<sup>(20)</sup>とされている。

これによって、一九八四年警察・刑事証拠法第六三条A第一項は、DNA型鑑定結果のように試料から得られた情報を、未解決の事件に同人が関係しているかどうかを見極めるための推論的搜索 (speculative search) に、これまで集積された記録と照合することができるとしている。この規定により、現場に遺留された試料やDNA型鑑定のために採取された試料から得られた鑑定結果を他のDNA型鑑定結果と照合することができることとなった。

また、一九八四年警察・刑事証拠法第六三条A第三項が規定する試料採取の警察権限は監獄及び他の施設に収

容されている者にも適用される。一九八四年警察・刑事証拠法第六三条 A 第四項が規定する試料採取のための被疑者に対する出頭命令の権限は、同法第二七条に定める指紋の場合の出頭命令に関する規定とほぼ同様である。

これまでみたように一九八四年警察・刑事証拠法第六二条及び第六三条の規定によれば、試料を採取される者から試料採取をするに先だつて、採取される者に採取の根拠となる理由及び採取が推論的搜索のために用いられることを告げなければならぬとされる。そして、試料を採取した後、できる限り速やかにその記録を作成しなければならぬ。

この記録は、警察に留置されている者の場合には、身柄拘束の記録に綴られることとされている(一九八四年警察・刑事証拠法に関する実務規範・規範 D 第一・一〇条)。

警察に留置されているかどうかにかかわらず、試料採取への同意は書面によらなければならない。採取される者が少年である場合には、その親権者又は後見人である成人が試料採取への書面による同意をしなければならぬ(一九八四年警察・刑事証拠法第六五条参照)。

ところで、一九八四年警察・刑事証拠法第六四条は、これまで、採取した試料の取扱いについて、次のように規定していた。

「(一)(a) 犯罪の捜査に関連して指紋又は身体を試料が採取された場合において、(b) 採取された者に対する当該犯罪の嫌疑が解消したときは、その指紋又は身体を試料は、当該手続きの終結後、できる限り速やかに破棄しなければならない。

(二)(a) 犯罪の捜査に関連して指紋又は身体を試料が採取された場合において、(b) 採取された者について当該犯罪により訴追しない旨の決定がなされ、かつ、その者が当該犯罪につき有罪であることを自認せず、警察官による警告処分を受けなかったときは、その身体を試料は、当該決定後、できる限り速やかに破棄しなければならない。

ならない。

(三) (a) 犯罪の捜査に関連して指紋又は身体の試料が採取された場合において、(b) 採取された者が当該犯罪の被疑者ではないときは、その身体の試料は、採取の目的が達成された後、できる限り速やかに破棄しなければならぬ<sup>(21)</sup>。」

一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五七条は、この一九八四年警察・刑事証拠法第六四条を修正し、これらのおのづれかの場合に採取された試料は、他の試料を採取されたその者が同一の捜査の結果として当該犯罪について有罪とされた場合には破棄されないこととした。すなわち、一九九四年刑事司法及び公共秩序法第五七条第三項は、一九八四年警察・刑事証拠法第六四条第三項の次に第三項Aを追加し、

「(三A) 第一項、第二項又は第三項に基づいて破棄するように要求された試料が、これらの試料の一つを採取された者が有罪宣告された罪と同一の捜査のために採取されたときは、これらの試料を廃棄する必要はないが、(本条の規定にかかわらず) 第一項、第二項又は第三項に基づく破棄について資格を有する者の試料に由来する情報は、次の各号の一に掲げる事項に使用してはならない。

(a) 資格を有する者に対する証拠、又は

(b) 犯罪捜査の目的。

(三B) 試料が、第一項、第二項又は第三項に基づいて破棄するように要求され、かつ前項の規定が適用されないときは、第一項、第二項又は第三項に基づく破棄について資格を有する者の試料に由来する情報は、次の各号の一に掲げる事項に使用してはならない。

(a) 資格を有する者に対する証拠、又は

(b) 犯罪捜査の目的。」とした。



本条が設けられたのは、これらの試料は、その後の刑事司法手続きにおいて利用するうえで必要とされるからである。もともと、同条は、試料を「破棄することを要しない」と規定するに止まるが、実務的には、このような場合にはむしろ破棄されるべきではないというべきであろう。

試料から得られた情報は、破棄する必要はない。しかしながら、一九八四年警察・刑事証拠法第六条第三項 A 及び第三項 B によれば、試料が破棄されるべきであるときは、試料若しくは試料から得られた情報を被告人に不利益な証拠として用い、又は他の犯罪捜査に用いてはならない。例えば、A、B、C がある犯罪の共犯として試料の採取が行われたとした場合、A は有罪となったが B 及び C は無罪となったとき、従来の規定では、B 及び C の試料は破棄されるべきことになるが、新規定では、破棄されないこととなる。ただ、その試料から得られた B 及び C の DNA 型情報は別罪の捜査に利用できないし、証拠として用いることもできない。

もともと、DNA 型鑑定結果は、被疑者が犯罪登録犯罪 (recordable offence) により有罪とされ、若しくは警察から警告を受けた場合には、DNA 型データベース構築のために保存することができる。これにより出現頻度のデータベースとして利用できることとなった。

また、集団の中から犯人の識別を行うために任意に提供された試料とその鑑定結果は、特定の犯人の絞り込みのために用いてはならない。これらの試料と鑑定結果は、

- (1) 当該集団内で他の者がある犯罪で有罪を言い渡された場合、又は、
- (2) 試料を提供した者が統計的なデータ集積のためにその試料を保存すること

を書面で同意した場合、を除いて保存してはならない。

一九八四年警察・刑事証拠法第六二条第六項及び第六三条七項によれば、警察は、試料を提供する者に対して試料の提供にあたって「犯罪事実の内容を告知」しなければならぬとしている。この文言は、その後訴追され

ることとなったとしても、警察での告知にあたってその犯罪事実の内容を正確に特定することまで求めているものではない。同一の事実から生じた犯歴登録犯罪で有罪を言い渡された場合、その者から採取したDNA型試料は破棄する必要はないこととなる。

(2) その後の法改正

これまで述べたように、一九九五年四月一〇日から施行されているDNA型データベースを運用する上での法整備が一九九四年刑事司法及び公共秩序法によりなされたが、その後も、数回の法改正がなされ、DNA型データベースの充実に向けて規定の修正が行われている。

DNA型データベース施行後の最初の改正は、一九九七年の刑事証拠法(The Criminal Evidence Act 1997)である。

同法では、これまで一九九五年四月一〇日以前に有罪とされた者については適用されないこととされていたが、性犯罪等についての有罪判決を受け収監されている者からも同意なしに身体の秘部以外の試料を採取することができるように適用範囲が広がられた。

また、二〇〇一年の刑事司法及び警察法(The Criminal Justice and Police Act 2001)では、それまで試料採取に関して権限のある警察官について、警視(superintendent)とされていたものを警部(inspector)とすることによってその範囲を広げることが注目される。また、それ以外にも、身体の秘部の試料のうち尿を除く他の秘部の試料を採取するにあたっては、医師に限られていたが、これを登録された看護師(registered nurse)もできることとしたほか、身体の秘部以外の試料に関して、皮膚痕跡について、当該捜査の過程ですでに同じ部位から採取されている場合及び以前採取された皮膚痕跡が不十分と証明されたものでない場合には、警部以上の階級の警察官は同意なしに採取する許可を与えてはならないこととした(第六三条第五A項<sup>22</sup>)。また、同意なき身体の秘部

以外の試料の採取は、すべての警察官が行うことができることとした(第六三条第九A項)。

そして、二〇〇三年刑事司法法(The Criminal Justice Act 2003)では、身体の秘部以外の試料採取について、警部以上の警察官が許可した場合に同意なく採取できる場合に、警察に留置されている場合が含まれていたが、これを削除することとし、警察に留置されている場合に、警部以上の警察官による許可なく、同意なしに試料の採取ができることとなった。

このようにDNA型データベース運用にあつての試料採取等の範囲が拡げられてきている。

### 三 わが国におけるDNA型鑑定とDNA型情報の利用

#### 1 DNA型鑑定

わが国でのDNA型鑑定は、平成元年に、警察庁科学警察研究所(以下「科学警察研究所」という。)が、MCT一八型検査を開発し、実用化したのが、犯罪捜査に用いられるようになった最初である。<sup>(23)</sup>その後、平成三年になって、HLADQ $\alpha$ 型検査が実用化された。そこで、警察庁では、平成四年度から警視庁及び道府県警察本部の科学捜査研究所(以下「府県科学捜査研究所」という。)にMCT一八型及びHLADQ $\alpha$ 型検査法を用いたDNA型鑑定を導入し、犯罪捜査に活用することとなった。<sup>(24)</sup>これらのPCR(Polymerase Chain Reaction)増幅法によるDNA型鑑定は、プライマーの働きによるポリメラーゼ・チェーン・リアクションを利用してDNA型分析に必要な特定部位を短時間で多量に増幅する方法であり、①再現性が高い、②微量な試料から検査が可能である、③検査時間が他の方法に比べて短い、④ラジオアイソトープを使用しないので実施が容易であるなどの犯罪捜査への有効性、鑑定の普及性等に優れている。<sup>(25)</sup>

さらに、その後、TH○一型検査及びPM検査が実用化されたことに伴い、平成八年度からこれらの検査法を加え、四種類の検査法を用いたDNA型鑑定が実施されることとなった。<sup>(26)</sup> TH○一型検査及びPM検査は、鑑定対象となる染色体上の特定部位の塩基配列が短いため、DNAが低分子化していても分解されることなく残存する可能性が高く、より陳旧な試料からの型判定が可能となるところに利点がある。<sup>(27)</sup>

しかし、HLADQ $\alpha$ 型検査及びPM検査の検査試薬が製造中止になったこと等の理由で、平成一五年八月一日から、両検査に代わりフラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた短鎖DNA型検査法を府県科学捜査研究所に導入して運用している。<sup>(28)</sup>

短鎖DNA型検査法は、陳旧な血痕、白骨等の資料からでもDNA型の検出が可能な短鎖繰り返し配列(Short Tandem Repeat) 座位を指標とするものであり、フラグメントアナライザーを用いることにより、TH○一座位を含むSTR9座位のDNA型が同時に検出できるもので、個人識別精度も格段に向上している。<sup>(29)</sup>

## 2 遺留資料DNA型情報システム

このような状況にあつて、わが国では、平成一六年一月一六日付け警察庁刑事局長通達により「遺留資料DNA型情報システムの運用要領」が定められ、「遺留資料DNA型情報システム」が運用開始されている。

遺留資料DNA型情報検索システム(以下「検索システム」という。)とは、犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血痕等の試料(以下「遺留資料」という。)に係るDNA型情報等を警視庁及び道府県警察本部の科学捜査研究所長(以下「府県科学捜査研究所長」という。)が送信し、それを受けた警察庁刑事局犯罪鑑識官(以下「警察庁犯罪鑑識官」という。)が登録を行い、同一犯行照会及び余罪照会のために用いるものをいう。

ここに「同一犯行照会」とは、同一被疑者による犯行に関する情報を得るため、府県から送信された遺留資料

に係る DNA 型情報と検索システムに登録されている DNA 型情報とを対照することであり、「余罪照会」とは、被疑者に係る余罪の有無に関する情報を得るため、当該被疑者に係る DNA 型情報と検索システムに登録されている DNA 型情報とを対照することである。

検索システムの基本的な仕組みは、(1) 遺留資料情報の登録及び同一犯行照会の実施、(2) 余罪照会の実施、(3) 照会結果の通知と相互確認からなる。

遺留資料情報の登録及び同一犯行照会の実施は、遺留資料に係る DNA 型鑑定を行った場合、府県科学捜査研究所長は遺留資料情報票を作成・送信し、受信した警察庁犯罪鑑識官は、その情報を検索システムに登録するとともに、同一犯行照会を行うというものである。余罪照会の実施は、被疑者に係る DNA 型鑑定を行った場合、府県科学捜査研究所長は余罪照会票を作成・送信し、受信した警察庁犯罪鑑識官は余罪照会を行うというものである。そして、照会結果の通知と相互確認は、それぞれの照会の結果、合致があった場合には、合致した DNA 型情報を送信したすべての府県科学捜査研究所長に対して通知を行い、これを受けた府県科学捜査研究所長は相互に照会結果の確認を行うというものである。<sup>(30)</sup>

#### 四 被疑者 DNA 型データベース

わが国で DNA 型鑑定が犯罪捜査に利用されるようになって一七年が経過しているが、その間に行われた DNA 型鑑定結果はいまだデータベース化されず、有効活用されていない。適法に収集した DNA 型情報をデータベース化して犯罪捜査に利用することは、昨今の情勢から必須のことと考えられる。

すでに述べたとおり、遺留資料 DNA 型情報検索システムが昨年から運用されているとはいえ、この検索シス

テムでは、同一犯行照会と余罪照会とが行われているにすぎず、同一犯行照会では、同一被疑者による犯行に関する情報を得ることはできるが、被疑者の特定までできるわけではないし、余罪照会では、すでに特定している被疑者の余罪の解明にとどまる。

その意味で、犯罪捜査の過程で被疑者から採取した試料から得られたDNA型情報を蓄積する被疑者に係るDNA型データベースの構築が不可欠と考えられる。この被疑者に係るDNA型データベースの構築により、現場で採取された試料から得られたDNA型を照合することによって、被疑者の特定がすみやかに、かつ効率的にでき、迅速な捜査を行うことが可能となるからである。

被疑者DNA型データベースの構築にあたっては、「DNA型鑑定の運用に関する指針の一部改正」が行われ、それまでのMCT一八型及びHLADQ $\alpha$ 型検査法に加えてTHO一型検査及びPM検査が実施されるようになった平成八年度以降のDNA型鑑定が七、一六一件にのぼっており、このDNA型鑑定結果のうち被疑者に関するものをまずデータベースの基礎として被疑者DNA型データベースの運用を開始することが現実的と考えられる。その上で、諸外国においてみられるような被疑者DNA型データベースの構築を進めていくことがふさわしい。<sup>(32)</sup>

ところで、被疑者DNA型データベース構築にあたって、法整備を図ることは望ましいが、必ずしも「被疑者DNA型データベースに関する法律」が制定されなければならないものではないと考える。この場合問題となるのは、誰からどのような方法でDNA型情報の試料を採取するか、さらに採取したDNA型情報の管理をどのように行うかであろう。

データベースに記録するDNA型情報の試料を誰から採取するかについては、①すべての被疑者、②性犯罪や凶悪犯罪等というように罪種を限定した被疑者、③逮捕された被疑者及び捜査段階で採取されなかった有罪を言

い渡された被告人という場合が考えられよう。たしかにデータベースという意味では、すべての被疑者から試料を採取することが有効かもしれないが、個人情報である DNA 型情報をすべての被疑者から取得するというのは犯罪捜査の必要性とプライバシー保護の調和を考慮したとき、かならずしも合理的とは思われない。また、性犯罪や凶悪犯罪等という罪種を限定して、被疑者から試料を採取するというのもひとつの考え方であろうが、それ以外の犯罪で偶然逮捕された被疑者が以前に重大犯罪を犯していたことが DNA 型情報で判明することもあり、罪種を限定するのは DNA 型情報を有効に活用するうえで不十分であろう。<sup>(33)</sup> 結局、逮捕された被疑者及び捜査段階で採取されなかった有罪を言い渡された被告人から試料を採取するというのが妥当と考える。

ところで、試料の取得という観点からは、試料を被疑者が任意に提出する場合を除いて、強制的に取得することになるので、刑法の規定に基づくものでなければならぬ。

刑法二一八条二項は、身体の拘束を受けている被疑者の指紋等を採用するにあたって令状を必要としないとする。その趣旨は、被疑者の身柄拘束の前提として被疑者の同一性を特定するために必要である上、被疑者を裸にして行うのでない限り、人権侵害の程度も比較的小さく、すでに身体の拘束という強制処分を受けているので、これに付随する処分として適法な強制処分に実質的に包含されることから新たな法益侵害というに足りない処分としてあらためて令状を必要としないと解されている。<sup>(34)</sup> ここになし得る処分は、「指紋若しくは足型を採用し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影すること」<sup>(35)</sup> があげられているが、これらは身体拘束に付随する程度の身体検査の例示であると解されることから、イギリスで行われているような DNA 型鑑定のために綿棒様のもので口腔内の組織片を試料として採取することも許されると解する。もつとも、刑法二一八条二項は、身体の拘束を受けている被疑者からの採取の場合であり、身体の拘束を受けていない被疑者が在宅起訴され、有罪判決を言い渡された場合に、その被告人から強制的に試料を採取するためには、法的整備が必要であろう。

DNA型データベースに記録されたDNA型情報の管理運用については、情報保護のための運用指針を定め、セキュリティに十分配慮する必要がある。

DNA型情報は、体内から分泌される体液等の微量な試料から検出可能であり、意識的に犯罪の痕跡を残さないように努めても、試料となる体液等を残さないでいることは難しい。それだけに指紋よりも犯人の同一性を識別する手法としては有効であるといえる。もつとも、微量な試料からの検出が可能であるだけに、試料の汚染にさらされる危険もないわけではない。その意味で、試料の収集・保管については十分に留意する必要があるが、裁判員制度の導入によりいつそう客観的な証拠による立証が求められると考えられることから、遺留資料DNA型情報システムと併せて被疑者DNA型情報システムの構築が強く求められるところである。

(1) 瀬田季茂「法科学における個人識別―DNA型分析を中心として―」警察学論集四四卷二頁以下、岡田薫「DNA型と個人識別」警察学論集四五卷二頁一頁以下など参照。

(2) 最決平一二・七・一七刑集五四卷六号五五〇頁など。

(3) 安富潔「刑事手続におけるDNA型鑑定と証拠」法曹時報四八卷二頁一頁以下参照。

(4) G8 司法・内務閣僚級合議長サマリーでは、「国家間におけるDNA情報の共有」

25. DNA分析の請求は、この数年の間に困難な犯罪捜査の進展と解決のため活用された主要な新制度である。ほとんどのG8諸国は既に、広範囲の犯罪に関してこの分析技術が使用されることを許容する包括的な法制を保持している。

26. 国家間におけるDNA情報の使用と共有は、あらゆる形態の重大犯罪との闘いにおける根本的な進展となる。

我々は、司法協力の実効性を強めるため、DNA情報の共有を拡大し、これらの収集と利用及び国際的協力に関する国家の能力を拡大することを望む。我々は、DNA情報の使用及び共有に関する専門家の報告を受け入れ、推奨され



た手法の導入を促進するよう要請する。」と述べられている。

G8 Statement of Principles Concerning the Use and Sharing of DNA Information 2005年7月、[http://www.usdoj.gov/ag/events/g82004/G8\\_DNA\\_Principles.pdf](http://www.usdoj.gov/ag/events/g82004/G8_DNA_Principles.pdf) 参照。

(4) The Forensic Science Service, The National DNA Database annual report 03/04 p. 5.

[http://www.forensic.gov.uk/forensic\\_t/inside/about/docs/NDNAD\\_AR\\_3\\_4.pdf](http://www.forensic.gov.uk/forensic_t/inside/about/docs/NDNAD_AR_3_4.pdf)

(6) 一九八四年の警察・刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984) 第六三条第三項では、身体拘束されていた場合に身体以外の秘部以外の試料を採取できるとなれていたため、ある者が被疑者とされ、その犯罪と関連する犯人の遺留物が犯罪現場に存在する場合に、その被疑者からDNA型鑑定のための試料を採取することはできなかった。

(7) annual report, *supra* note 5 p. 7.

(8) [http://www.forensic.gov.uk/forensic\\_t/inside/about/general.htm](http://www.forensic.gov.uk/forensic_t/inside/about/general.htm)

法科学研究所の目的は、一般的に科学捜査に寄与することにあるので、二〇〇二年度には、一五〇、〇〇〇件の事件を扱扱い、二、六〇〇件の事件で法廷に専門家証人として出廷し、一、七〇〇件の犯罪現場への出勤をしている。(9) 研究所の運営費として、二〇〇四年三月までに一八二、〇〇〇、〇〇〇ポンドが投入され、二〇〇四年度の予算として、六一、〇〇〇、〇〇〇ポンドが計上されている。

(10) 最初の試料から十分な結果が得られた場合には、もう一つの試料は警察からその試料を破棄するように通報があるまで法科学研究所に保管される。それらの試料は、対応する記録がデータベースから得られたときに破棄される。このような方法で保管された試料は、犯人が生存している間、必要があれば、保管される。

(11) See, annual report, *supra* note 5, p. 18.

なお、二〇〇三年度に新しく登録された記録は、四三三、三〇三件が被疑者等から採取された試料によるもので、六〇、一五五件が犯罪現場から採取された試料によるものである。

(12) See, annual report, *supra* note 5, p. 9.

二〇〇三年度に全国データベース上でDNA型分析結果の一致がみられた重大凶悪犯罪の件数は、強姦罪が四二八

件、殺人罪が一六二件、強姦以外の性犯罪が一五〇件、殺人未遂罪が一一九件等となっている。annual report, *supra* note 5, p. 21.

- (13) 横山潔「特集 イギリスの刑事司法」外国の立法二〇五号四八頁。
- (14) 法務大臣官房司法法制調査部編『イギリス警察・刑事証拠法…イギリス犯罪訴追法』七三頁参照。
- (15) 一九八四年警察・刑事証拠法に関する実務規範 (The Police and Criminal Evidence Act 1984 of Codes of Practice) の規範Dの第五条Cは、以下のように定める。
  - (1) DNA型鑑定目的で試料として体毛を採取する場合、身体のいかなる部位の体毛を採取するかについて被疑者の合理的な選択に委ねなければならない。
  - (2) 体毛を抜去する場合、被疑者から特段の申出がない限り、数カ所の異なる部位から採取しなければならない。
  - (3) 体毛試料の抜去は、鑑定に必要と思量される本数より多く採取してはならない。ただし、少なくとも一〇本の体毛は採取しなければならない。
- (16) 逮捕可能犯罪というのは、一九九五年実務規範の規範D第三条Aによれば、法定刑として拘禁刑 (imprisonment) が定められている犯罪をいうとしている。
- (17) 横山・前掲注(13)四五頁。
- (18) これにより事実上「身体の秘部の試料」の採取を強制することができるといえる。
- (19) 横山・前掲注(13)四六頁。
- (20) 横山・前掲注(13)四六―四七頁。
- (21) 法務大臣官房司法法制調査部編『イギリス警察・刑事証拠法…イギリス犯罪訴追法』七二頁参照。
- (22) 二〇〇一年の刑事司法及び警察法第八〇条第三項。
- (23) 瀬田・前掲注(1)一九頁以下参照。
- (24) 平成四年四月一七日付け警察庁刑事局長通達「DNA型鑑定の運用に関する指針」(警察庁内鑑発第八号)
- (25) 岡田・前掲注(1)一四頁以下、清水勇「DNA型鑑定の運用に関する指針について」警察学論集四五巻七号一二頁、森喬「DNA型鑑定の現状」警察学論集四七巻一号一頁以下参照。

(26) 岡弘文「警察におけるDNA型鑑定の現状と今後の展開(下)」警察学論集四九卷八号四六頁以下、瀬田季茂「証拠物件のDNA型鑑定にみる科学的背景(中)」警察学論集四九卷九号一三九頁以下、同「証拠物件のDNA型鑑定にみる科学的背景(下)」警察学論集四九卷一〇号一六一頁以下参照。

(27) 栗野友介「DNA型鑑定の運用に関する指針の一部改正について―新たなDNA型鑑定法の警察鑑定への導入―」警察学論集四九卷一二号一三三頁参照。

(28) 平成一五年七月七日付け警察庁刑事局長通達「DNA型鑑定の運用に関する指針の改正について」(警察庁丙鑑発第一三号)。

DNA型鑑定の運用に関する指針

警察庁及び各道府県警察本部の科学捜査研究所(以下「府県科捜研」という。)が行うDNA (Deoxyribonucleic acid : デオキシリボ核酸) 型鑑定については、下記に定めるところによるものとする。

## 記

### 1 目的

この指針は、府県科捜研が行うDNA型鑑定に関し、必要な事項を定め、もってDNA型鑑定の適正な運用を図ることを目的とする。

### 2 DNA型鑑定の意義及び活用の目的

#### (1) 意義

DNA型鑑定は、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNAの塩基配列の多型性に着目し、これを分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

#### (2) 活用の目的

DNA型鑑定は、血痕等の現場資料からの被疑者の特定、被疑者でない者の捜査対象からの除外等の個人識別に活用するものとする。

### 3 DNA型鑑定についての基本的考え方

DNA型鑑定は、原則として、現場資料に係るDNA型と他の資料に係るDNA型を比較対照するために実施する

ものとする。

なお、DNA型鑑定は、ABO式等の血液型鑑定と同様、資料を検査し、その結果(型)を比較対照することが目的であり、遺伝病等の有無やその性質を把握することを目的として実施するものではない。

#### 4 鑑定員

DNA型鑑定は、科学警察研究所の法科学研修所において所要の研修課程を修了し、DNA型鑑定に必要な知識及び技能を修得したと認められる者に対し、科学警察研究所長が交付するDNA型鑑定資格認定書を有する鑑定技術職員が行うものとする。

#### 5 検査施設、鑑定方法等

DNA型鑑定に係る検査は、DNA型検査専用施設等において、科学警察研究所長が別に定める鑑定方法、検査機器及び検査試薬を用いて行わなければならない。

#### 6 鑑定資料

##### (1) 鑑定対象資料

DNA型鑑定の対象となる主な資料は、血液・血痕、精液・精液斑、精液及び腔液等の混合液・混合斑、唾液・唾液斑、毛根鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片である。

##### (2) 鑑定資料取扱上の留意事項

##### ア 採取上の留意事項

資料の採取に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、採取状況、採取経過を明らかにするなど証拠の証明力の確保に努めるものとする。また、資料を取り扱う際には、直接手指でこれに触れることのないようにしなければならない。

(ア) 血痕、精液斑等は、可能な限り、そのままの状態で採取すること。ただし、これにより難しい場合で、乾燥して血粉状又は鱗片状を呈するなど剝離可能な場合は剥がし取り、その他の場合は、蒸留水又は生理的食塩水で湿らせたガーゼ片又は綿糸等に転写するなどして採取すること。

(イ) 未乾燥の又は流動性を有する血液、精液等は、注射筒等を用いて資料瓶に入れて採取すること。

(ウ) 死体の心臓血及び筋、臓器（心臓、肝臓、腎臓等）等の組織片については、損壊していないものを採取するよう努めること。

(エ) 毛根鞘が付いている毛髪は、一本毎に個別に採取し、適切な容器等に入れるなどして毛根鞘の脱落防止を図ること。

(オ) 血痕を検索する際に使用するルミノール試薬、精液斑を検索する際に使用するSMテスト試薬等の噴霧は、必要最小限にとどめること。

#### イ 保存上の留意事項

資料の保存に当たっては、次に掲げる事項に留意し、変質防止等に努めるものとする。

(ア) 資料は、超低温槽（ $-80^{\circ}\text{C}$ ）で冷凍保存すること。

(イ) 組織片の保存は冷凍保存が適しており、ホルマリン固定保存は避けること。

(ウ) 資料は、他の資料との接触、混同及び漏出を防止するため、個別の容器に収納保存すること。

なお、保存容器は凍結破損しないものを使用すること。

(エ) 資料を保存する場合は、各資料ごとに採取・保存年月日、事件名、資料名等を記載したラベルを貼付するなどして分類保存するとともに、保存簿冊を備え付け、保存の状態を明らかにしておくこと。

### 7 比較対照資料

#### (1) 採取上の留意事項

現場資料と比較対照するための資料として血液、口腔内細胞、その他の資料を新たに被疑者又は被害者等から採取する場合には、刑事訴訟法（以下「刑事訴訟法」という。）等の定めに従い適切に行うものとする。

なお、資料の採取に当たっては、鑑定に必要な量を採取するものとする。

#### (2) 鑑定残余資料の取扱い

上記(1)の比較対照資料について、鑑定後に残余が生じた場合には、次により措置するものとする。

ア 鑑定処分許可状等により被疑者の身体から採取した資料については廃棄すること。

イ 被疑者又は被害者等から任意提出を受けた資料については、任意提出書の提出者処分意見欄の記載に従って措

置することとなるが、警察の処分に委ねられている場合はこれを廃棄すること。

ウ 再採取が困難な資料については、再鑑定を考慮し、適切に措置すること。

#### 8 鑑定記録の取扱い

鑑定書その他鑑定結果が記録されている書類については、他の捜査書類と同様に刑訴法等の定めに従い適切に取り扱わなければならない。

(29) 清水稔和「遺留資料DNA型情報検索システムの運用開始等について」捜査研究六四五号一五頁。なお、計算上は、現在の検査法による出現頻度は、STR9座位の場合、最大で約一、一〇〇万人分に一人であり、さらに、MCT118座位と組み合わせれば最大で約一億八、〇〇〇万人分に一人となるとされる。

吉田日南子、水野なつ子、千住弘明、藤井宏治、笠井賢太郎「AmpFISTR Profiler™ PCR Amplification Kitを用いた混合資料からのDNA型分析における判定基準」科学警察研究所報告、法科学編、五五巻一号四一頁以下。

(30) 清水・前掲注(29)一八一―二〇頁。

#### ア 遺留資料情報票の作成及び送信

府県科学捜査研究所長は、遺留資料に係るDNA型鑑定を行った場合には、同一犯行照会及び余罪照会に付する必要があると認めた場合(同一犯行照会及び余罪照会に付する必要がある場合としては、被疑者が判明している場合、資料の状態が悪く有益なDNA型情報が得られなかった場合等が想定される。ただし、遺留資料情報票の作成及び送信をしないとの判断を行うに当たっては、事前に捜査主管課長等の意見を聴かなければならない。)を除き、遺留資料情報票を作成の上、警察庁犯罪鑑識官に送信することとされている。この場合、府県科学捜査研究所長は、遺留資料情報票に記載された情報(以下「遺留資料情報」という。)の正確性を確保するため、当該遺留資料情報票の内容を十分に確認しなければならないこととされている。また、遺留資料情報票の作成又は確認に当たって、当該遺留資料に係る事件の捜査主管課長等は、必要に応じて、府県科学捜査研究所長に対して遺留資料情報に係る情報の提供を行わなければならない。

科学警察研究所等にDNA型鑑定を嘱託した結果、遺留資料に係るDNA型情報が判明した場合には、当該遺留資料に係る事件の捜査主管課長等は、鑑定結果受領後速やかに府県科学捜査研究所長に対して当該鑑定結果を連絡する

こととされており、連絡を受けた府県科学捜査研究所長は、必要に応じて遺留資料情報票を作成し、警察庁犯罪鑑識官に送信することとされている。

イ 情報の登録及び同一犯行照会

警察庁犯罪鑑識官は、遺留資料情報票の送信を受けた場合には、記載されている遺留資料情報をシステムに登録し、同一犯行照会を実施することとされている。同一犯行照会の結果、システム上の DNA 型情報と合致した場合には、関係のあるすべての府県科学捜査研究所長に対して結果が通知され、通知を受けた府県科学捜査研究所長は、相互に照会結果を確認することとされている。確認を行う趣旨は、システム上の合致を基となったデータによって裏付けることにあり、そのため、確認は遺留資料情報票に係る鑑定書等に記載された DNA 型情報に基づいて行うこととされている。

相互の DNA 型情報が合致していることが最終的に確認された後、府県科学捜査研究所長は、遺留資料情報票に係る DNA 型鑑定を囑託した捜査主管課長等に照会結果を通知することとなる。

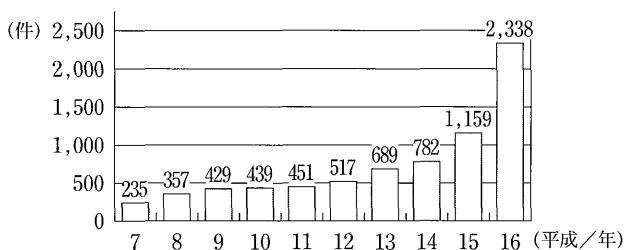
ウ 余罪照会

府県科学捜査研究所長は、被疑者に係る DNA 型鑑定を行った場合には、余罪照会票を作成の上、警察庁犯罪鑑識官に送信することとされている。この場合、府県科学捜査研究所長は、余罪照会票に記載された情報の正確性を確保するため、当該余罪照会票の内容を十分に確認しなければならない。

同一犯行照会と同様に、科学警察研究所等に鑑定を囑託した結果、被疑者に係る DNA 型情報が判明した場合には、当該被疑者に係る事件の捜査主管課長等は、鑑定結果受領後、速やかに府県科学捜査研究所長に対して当該鑑定結果を連絡し、連絡を受けた府県科学捜査研究所長が余罪照会票を作成し、警察庁犯罪鑑識官に送信することとなる。

余罪照会票の送信を受けた警察庁犯罪鑑識官は余罪照会を実施し、余罪照会の結果、システム上の DNA 型情報と合致した場合には、関係のあるすべての府県科学捜査研究所長に対して当該余罪照会の結果が通知され、通知を受けた府県科学捜査研究所長は、同一犯行照会同様、相互に照会結果を確認することとされており、確認自体は、余罪照会票又は遺留資料情報票に係る鑑定書等に記載された DNA 型情報に基づいて行うこととなる。

そして、同様に、相互の DNA 型情報が合致していることが最終的に確認された後、府県科学捜査研究所長は、余



図表1 DNA型鑑定件数の推移(事件数・過去10年間)

罪照会票又は遺留資料情報票に係るDNA型鑑定を囑託した捜査主管課長等にその旨を通知することとなる。  
 なお、余罪照会票の場合のみ、警察庁犯罪鑑識官は、照会の結果、システム上のDNA型情報と合致しなかった場合にも、余罪照会票を送信した府県科学捜査研究所長に対しては、照会結果を通知することとされている。

エ 遺留資料情報の削除

府県科学捜査研究所長は、遺留資料情報に係る事件の被疑者が判明するなどの理由により、今後当該遺留資料情報を全国的な照会に付しておく必要がないと認める場合には、警察庁犯罪鑑識官に対して、当該遺留資料情報の削除の要請をすることができ、削除の要請を受けた警察庁犯罪鑑識官は、当該遺留資料情報を削除することとしている。

なお、遺留資料情報の削除要請に当たって、当該遺留資料に係る事件の捜査主管課長等は、府県科学捜査研究所長に対して、被疑者判明等の必要な情報の提供を行わなければならない。

警察庁犯罪鑑識官は、前記のほか、遺留資料情報を引き続き登録しておく必要がないと認める場合には、当該遺留資料情報を削除するものとするが、削除の要否を判断するに当たっては、当該遺留資料情報を含む遺留資料情報票を送信した府県科学捜査研究所長と十分に協議を行うこととされている。

(31) 清水・前掲注(29)一六頁参照。なお、平成一五年度には一一五九件であったのが、平成一六年には二三三八件と鑑定数が飛躍的に増加している。これは、あらたにフラグメントアライザを用いた短鎖DNA型検査法が導入されたことによるものと考えられる。

(32) 二〇〇二年に行われたICPOのDNAモニタリング専門家グループによる調査の結果によると世界で四一カ国がすでにDNA型データベースを保有しており、二七カ国が五年以内に保有する予定としている。警察庁『DNA型情報の活用に向けて』五頁。例えば、アメリカ合衆国では、連邦法域で一九九四年DNA型個人識別法が施行され、



FBI によって CODIS (Combined DNA Index System) が、また各州では DNA データバンク法が制定され、運用されている。一九九八年には、全国の連邦や州だけでなく自治体までを含むものとして運用がなされることとなった。CODIS については、山本龍彦「米国における DNA データベース法制と憲法問題」警察学論集五八巻三号九三頁以下参照。なお、カリフォルニア州では、二〇〇四年一月二日に、「DNA 指紋、未解決事件及び無罪保護法」(DNA Fingerprint, Unsolved Crime and Innocence Protection Act) を制定し、重罪の有罪判決を受けたすべての成人と未成年者、及び強姦や殺人等の重罪で逮捕されたすべての成人から DNA 型試料を採取することができることとした。この法律は全米でもきわめて厳しい内容となっている。

また、ドイツでは、刑事訴訟法及び DNA 同一性確定法 (DNA Identitätsfeststellungsgesetz) により、DNA 型鑑定に関して定められており、一九九八年四月から連邦刑事警察庁にデータベースが設置され運用されてきているが、二〇〇四年に、性別の判定を目的とした鑑定、性的自己決定権を侵害する犯罪を行った者に対する鑑定の拡大等について法改正がなされた。渡邊斉志「DNA 鑑定実施についての連邦憲法裁判所の決定」外国の立法二一〇号一九九頁以下、同「ドイツにおける DNA 鑑定に関する立法動向」外国の立法二一一号三六頁以下、同「ドイツにおける DNA 鑑定関連法規の改正」外国の立法二二一号一七〇頁以下など参照。

フランスにおいても、一九九八年の刑事訴訟法改正により、同年 DNA 型自動識別国家ファイル (FNABEG) が設置され、二〇〇〇年より内務省内の司法警察中央局で運用されている。

なお、池田修二前田雅英「刑事訴訟法講義」一四九頁は、被疑者の遺伝情報そのものを国家が管理することは許されないが、被疑者と真犯人との同一性判断の資料としては有用であり、捜査における国際的な協調の要請も軽視できないと指摘する。

- (33) ジョーン・グリーブ「DNA 捜査機会の拡大、証拠としての可能性、人権をめぐる議論」(河村憲明訳)警察学論集五八巻三号一二頁は、イギリスにおいて、一九六八年に起こった殺人事件の犯人がつかまらないでいたところ、二〇〇二年に飲酒運転で逮捕された者から DNA 型試料が採取され、遺留証拠品から検出した DNA 型情報データベースと照合したところ一致したので、長期未解決であった殺人事件が解決したのを紹介している。

- (34) 池上政幸『大コメンタール刑事訴訟法』(藤永幸治他編)第三巻五三六、五五〇頁、高田卓爾『注解刑事訴訟法』

〔全訂新版〕中巻〔平場安治他編〕一三三頁、伊藤栄樹『註釈刑事訴訟法』〔伊藤栄樹他編〕第二卷一九一頁など。  
(35) 池上・前掲注(34)五五二頁は、血液を採取することは身体に対する障害を伴うものであり、たとえ少量であつても許されないとする説もあるが、検証としての身体検査において、健康診断その他で日常的に行われている医学的に安全な方法によるごく少量の血液の採取が許されていると解されることとの権衡から、ごくわずかな血液採取は二一八条二項の処分として許されると解すべきとする。反対、白取祐司『刑事訴訟法』〔第三版〕一二九頁、高田・前掲注(34)一三七頁など。血液採取は、たとえ少量であつても、身体への侵襲を伴うものであり、医学的知識と技量のないう者にこれを行うことは許されないと解されるので、二一八条二項には含まれないというべきである。